
資料編

資料編

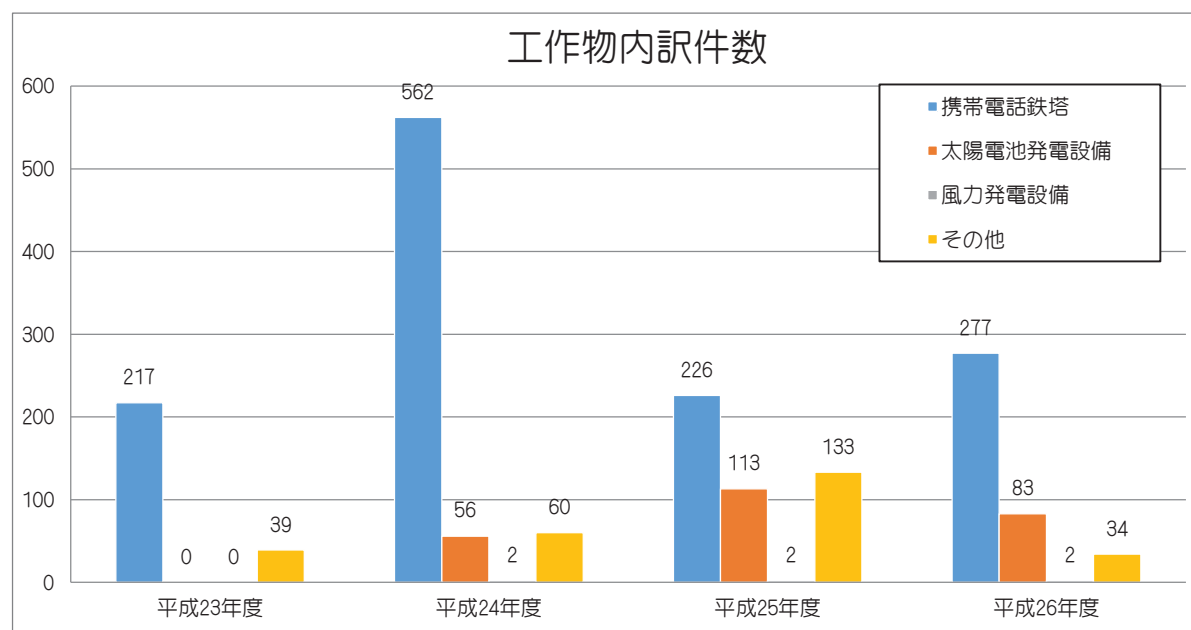
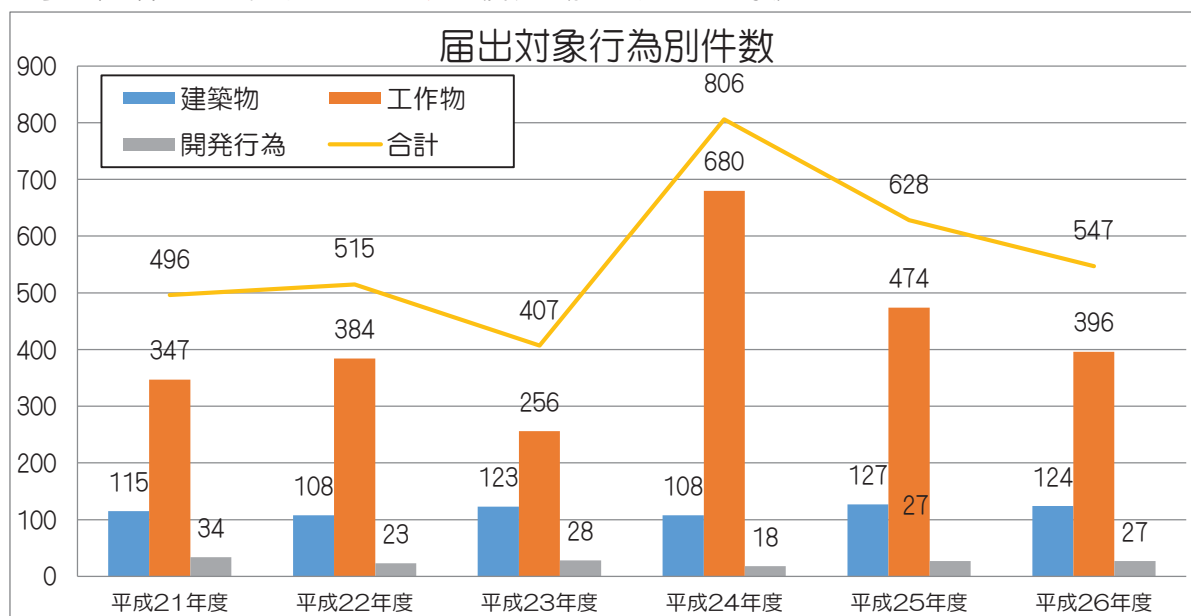
1 景観施策を取り巻く社会的背景

(1) 景観法に基づく届出・通知件数の増加

道では、大規模な太陽電池発電設備及び風力発電設備に関して、北海道景観条例に基づき一定規模を超える場合は、良好な景観形成を図るため届出（公共は通知）（以下、届出と通知を特段区別する必要がない場合は「届出等」という。）を義務化しています。

この届出等では、平成 24 年度以降、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の創設に伴って、太陽電池発電設備の届出件数が多くなっています。

また、風力発電設備は、太陽電池発電設備の様な増加傾向はみられませんが、風況調査用鉄塔も多く建設されていることから、今後、増加することが予測されます。



(2) 再生可能エネルギーに対する社会的要請

国においては、平成 22 年 6 月に閣議決定されたエネルギー基本計画の目標を達成するため、太陽光発電、風力発電、中小水力発電、地熱発電等の再生可能エネルギーの大規模な導入を目的とした規制・制度の改革と事業の推進が図られています。

平成 23 年 8 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号）」が制定され、平成 24 年 7 月から固定価格買取制度（FIT）が開始されました。平成 27 年 7 月以降に設備認定を受ける 10kW 以上の太陽光発電の買取価格は 27 円/kWh で、事業開始後 20 年間はこの価格が適用されています。

平成 26 年 4 月に閣議決定された新しいエネルギー基本計画においても、再生可能エネルギーの導入を積極的に推進し、これまでのエネルギー基本計画を踏まえて示した水準をさらに上回る水準の導入を目指すこととしています。

また、北海道は、全国トップクラスの新エネルギーの賦存量を有しており、道では「北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例」に基づき平成 24 年 3 月に策定した「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画（第 11 期）」において、新エネルギーを主要なエネルギー源の一つとすることを目指す姿に掲げ、各般の施策を実施してきています。新エネルギーは、現時点では、安定した電源として活用するには課題がありますが、限りある資源を可能な限り将来に引き継ぐとともに、エネルギーを自立的に確保していくためには、環境への負荷が少なく、地域に賦存する資源を生かせる新エネルギーの導入を中長期的な観点から一層進めることが必要です。

このような観点のもと、道としては、導入目標を含めた取組みの基本方向を取りまとめ、本道の可能性を最大限に発揮した新エネルギーの導入を加速化し、道内の地域と経済の活性化を図るとともに、北海道が、我が国のエネルギー拠点として、中長期的なエネルギーの多様化と温室効果ガスの排出削減に貢献していけるよう取り組むこととしています。

固定価格買取制度の仕組み



「再生可能エネルギーの固定買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で買い取ることを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用を電気をご利用の皆様から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストも回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。

対象となる再生可能エネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の 5 つのいずれかを使い、国が定める要件を満たす設備を設置して、新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅用など 10kW 未満の太陽光の場合は、自分で消費した後の余剰分が対象となります。

資料：再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック 2015(平成 27)年度版
(経済産業省資源エネルギー庁)

平成27年度の調達価格と調達期間

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

調達価格や調達期間は、各電源ごとに、事業が効率的に行われた場合、通常必要となるコストを基礎に適正な利潤などを勘案して定められます。具体的には、中立的な調達価格等算定委員会の意見を尊重し、経済産業大臣が決定します。

電源	調達区分	調達価格1kWh当たり		調達期間
		出力制御対応機器設置義務なし	出力制御対応機器設置義務あり ^{※1}	
太陽光	10kW未満(余剰買取)	33円	35円	10年間
	10kW未満(ダブル発電・余剰買取)	27円	29円	

※1 北海道電力、東北電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力、沖縄電力の供給制限に係る区域において、平成27年4月1日以降に接続契約申込が受理された発電設備は、出力制御対応機器の設置が義務付けられます。

電源	調達区分	調達価格1kWh当たり		調達期間
		平成27年4/1～6/30(利潤配慮期間)	平成27年7/1～	
太陽光	10kW以上	29円+税	27円+税	20年間

電源	調達区分	調達価格1kWh当たり	調達期間
風力	20kW以上	22円+税	20年間
	20kW未満	55円+税	
洋上風力 ^{※2}	20kW以上	36円+税	15年間
地熱	15,000kW以上	26円+税	
	15,000kW未満	40円+税	
水力	1,000kW以上30,000kW未満	24円+税	20年間
	200kW以上1,000kW未満	29円+税	
	200kW未満	34円+税	
既設導水路活用 中小水力 ^{※3}	1,000kW以上30,000kW未満	14円+税	
	200kW以上1,000kW未満	21円+税	
	200kW未満	25円+税	

※2 建設及び運転保守のいずれの場合にも船舶によるアクセスを必要とするもの。 ※3 既に設置している導水路を活用して、電気設備と水圧調整を更新するもの。

電源	バイオマスの種類	バイオマスの例	調達価格1kWh当たり	調達期間	
バイオマス	メタン発酵ガス(バイオマス由来)	下水汚泥・家畜糞尿・食品残さ由来のメタンガス	39円+税	20年間	
	間伐材等由来の 木質バイオマス	間伐材、主伐材 ^{※4}	2,000kW未満		40円+税
			2,000kW以上		32円+税
	一般木質バイオマス・農産物残さ	製材端材、輸入材 ^{※4} 、パーム椰子殻、もみ殻、稲わら	24円+税		
	建設資材廃棄物	建設資材廃棄物(リサイクル木材)、その他木材	13円+税		
	一般廃棄物・その他の廃棄物	剪定枝・木くず、紙、食品残さ、廃食用油、汚泥、家畜糞尿、黒液	17円+税		

※4 「発電利用に係る木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく証明のないものについては、建設資材廃棄物として取り扱う。

資料：再生可能エネルギー固定価格買取制度ガイドブック 2015(平成27)年度版
(経済産業省資源エネルギー庁)

2 景観行政の現状とこれまでの取り組み

道は、平成 13 年に「北海道美しい景観のくにづくり条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、複数の市町村にまたがり、田園や湖沼などが連続する景観を有する地域に対し「広域景観づくり推進地域」の指定や公共施設の建設その他の公共事業に係る景観形成のための指針として「公共事業景観づくり指針」を定めるなどの取り組みを進めてきました。

そうした中で、国土交通省においては、平成 15 年 7 月に「美しい国づくり政策大綱」を発表し、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換することを表明し、その中で「景観に関する基本法制の制定」を具体的な施策として掲げました。さらに、政府全体としても、「観光立国行動計画」を策定し、地域の個性を磨き、発揮する「一地域一観光」を推進するための重要な手段として、「景観に関する基本法制の整備」が位置付けられましたこれらを背景として、平成 16 年 6 月に景観法が制定されました。

このことから、道は、平成 20 年に旧条例を「北海道景観条例」に全面改正して、旧条例の理念等を引き継ぎながら法に基づく施策を実施しています。

なお、旧条例の前文には、良好な景観形成に当たり道としての決意が表れています。北海道景観条例では、この前文は削除されていますが、良好な景観形成における意志を次世代に語り続けていかなければならないと考えています。

北海道美しい景観のくにづくり条例（旧条例）—前文—

私たちが暮らす広大な北海道は、美しく雄大な自然に恵まれており、その中で北国の気候や風土にあった生活や産業の営みの積み重ねによって歴史が刻まれ、それぞれの地域において、個性的な街並みや田園風景など北海道らしい様々な景観が形づくられてきた。

これらの景観は、私たちの生活に潤いをもたらし、地域に対する誇りと愛着を生み出すとともに、訪れる人々をも魅了する貴重な財産である。

しかしながら、これまで時には、効率性が優先され、地域の特色を活かした景観に対する配慮が足りなかったり、表面的な美観のみを景観としてとらえるなど、景観に対する理解が必ずしも十分でなかった面もあった。

今、新しい世紀を迎え、景観に対する関心が高まりつつある中で、私たちは、改めて地域ごとの多様な景観の価値を認識し、一人ひとりが地域の景観づくりに参加し、生成りの良さを生かした景観や生活に根ざした景観を目指していくことが必要である。

そのためには、地域主体の景観づくりや北海道ならではの雄大な景観を生かす広域的な景観づくりを、道民、事業者、市町村及び道の適切な役割分担による協働により、たゆみなく進めていかなければならない。

このような考え方に立って、私たちは、景観づくりを積み重ね、広げていく美しい景観のくにづくりを進めることを決意し、この条例を制定する。

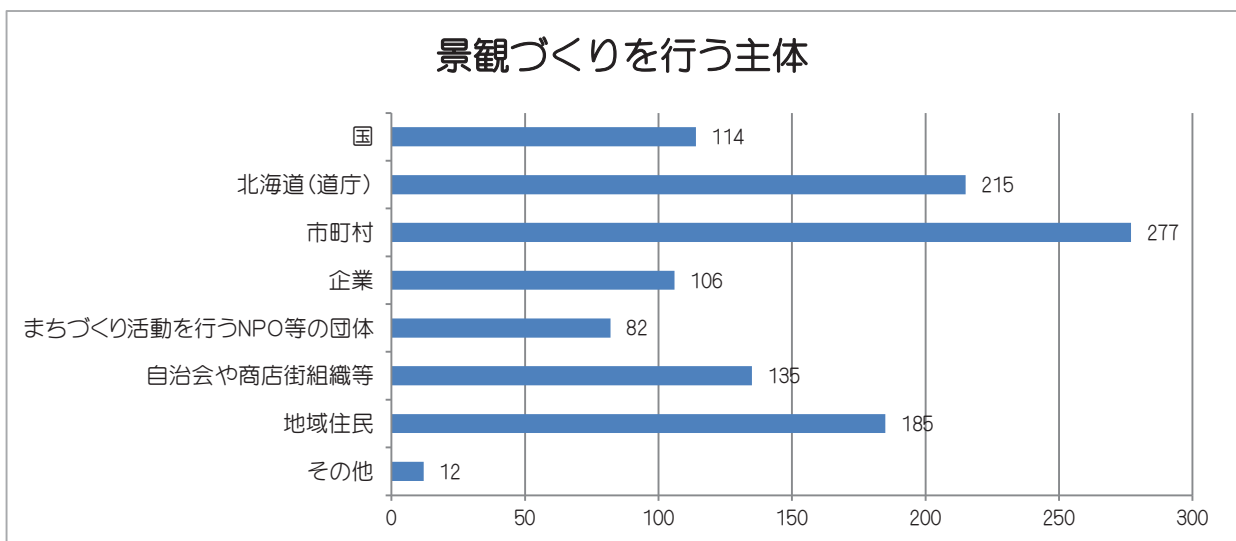
3 アンケート調査結果

道が平成 26 年に実施した「北海道の景観と屋外広告物に関するアンケート」において、景観づくりの主体について伺ったところ、市町村が 80.1%、次いで道が 62.1%となっています。

また、道の役割については、市町村を越えた広域的景観づくりに対する支援が 69.7%、市町村が行う景観づくりに対する支援が 67.9%となっています。

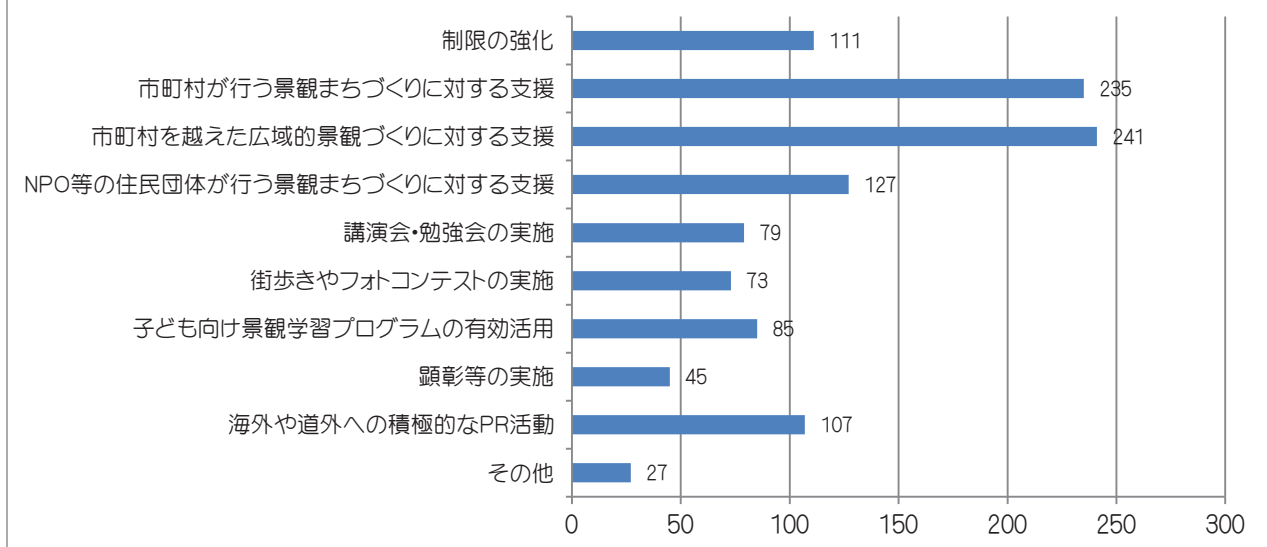
このため、良好な景観形成に関する主体としては、市町村がリーダーシップをとり、地域住民に対する普及啓発を行って景観形成に関する意識向上等の普及啓発を行うこととし、道は、広域的な景観形成を進めるとともに、市町村に対する支援策を充実させる必要があると考えられます。

しかし、良好な景観形成は、地域の歴史や風土、住民の生活環境に関連することから、行政のみならず住民参加や事業者の協調も必要となります。



項目	回答者数	回答割合
国	114	32.9%
北海道(道庁)	215	62.1%
市町村	277	80.1%
企業	106	30.6%
まちづくり活動を行うNPO等の団体	82	23.7%
自治会や商店街組織等	135	39.0%
地域住民	185	53.5%
その他	12	3.5%
合計	1,126	

景観づくりにおける道の役割



項目	回答者数	回答割合
制限の強化	111	32.1%
市町村が行う景観まちづくりに対する支援	235	67.9%
市町村を越えた広域的景観づくりに対する支援	241	69.7%
NPO等の住民団体が行う景観まちづくりに対する支援	127	36.7%
講演会・勉強会の実施	79	22.8%
街歩きやフォトコンテストの実施	73	21.1%
子ども向け景観学習プログラムの有効活用	85	24.6%
顕彰等の実施	45	13.0%
海外や道外への積極的なPR活動	107	30.9%
その他	27	7.8%
合計	1,130	

4 北海道の景観特性

(1) 地形と自然の特徴

① 独立性の高い北の大きな島

北海道は、性格を大きく異にする3つの海（太平洋、日本海、オホーツク海）に囲まれた、独立性の高い日本北端の大きな島です。地形は、島の中央を2列の山並みが南北に平行して走り、東西両側に向かって高度が低下しています。

中央部には大雪山系が位置し、東に向かって千島火山帯が延び、カルデラ湖が点在しています。また、渡島半島部は、本州につながる那須火山帯が貫かれ、多くの火山と湖沼が点在し、支笏カルデラの噴出物によって本島とつながったと考えられています。

このことから、自然の有り様や気候や動植物を含めた生態系は、本州とは明らかに異なっています。



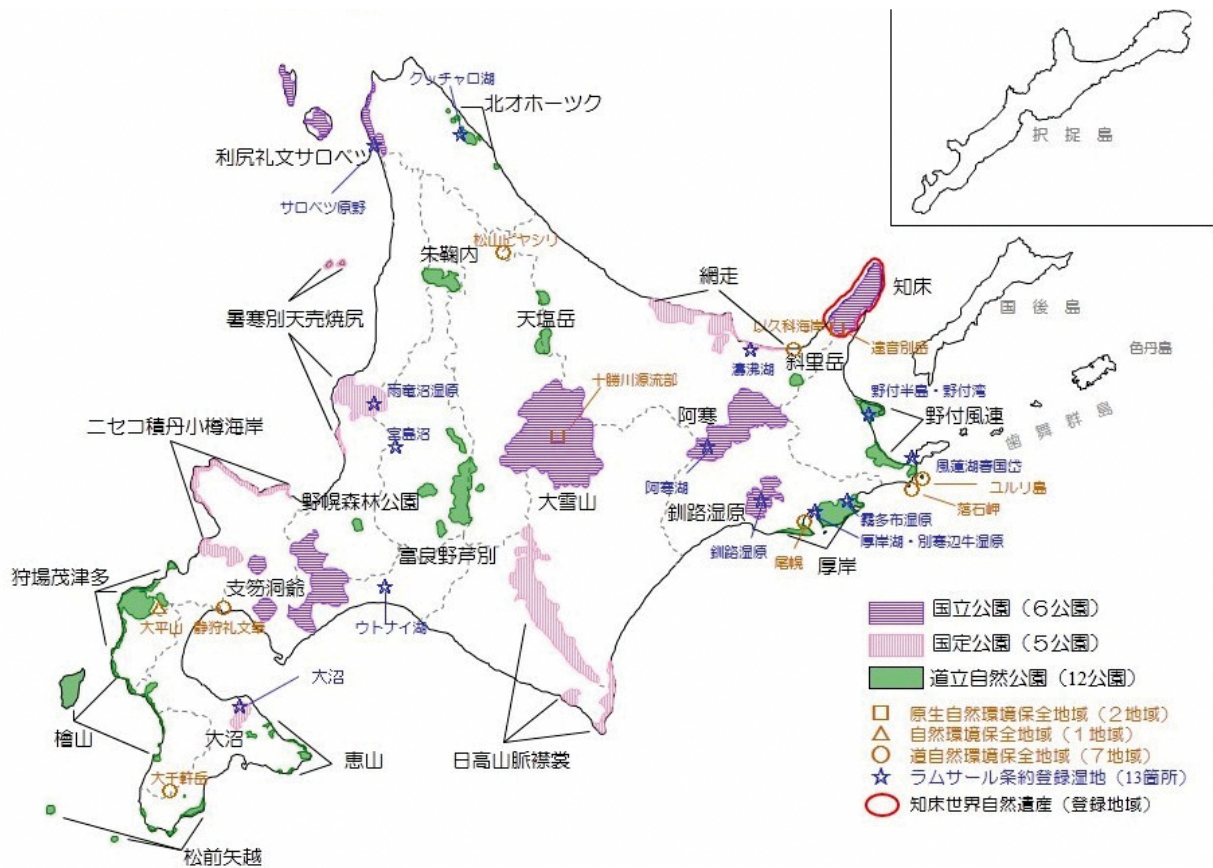
北海道データブック 2014

ホームページ : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/databook/2014/0102.htm>

② 身近にある、限りなく純度の高い自然

北海道には、6つの国立公園と5つの国定公園、そして12もの道立自然公園をはじめ、大自然が広く分布しています。

しかも、限りなく手つかずの自然が、街の郊外に広がっているのが大きな特徴です。世界に誇れる自然資源が、日常生活のすぐ身近にある豊かさ。さらに、高緯度の北の島であることから、独特の針広混交林が広がり、季節ごとの色彩は変化に富み、ひときわ見事です。



北海道データブック 2014

ホームページ : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/tkk/databook/2014/0103.htm>

③ 地域をつなぐ母なる流れ

北海道の川は、ゆるやかな流れが特徴となっています。優れた自然地域の山々に発し、流域を潤し、肥沃な沖積と多くの三日月湖を生み出しながら、三つの海に注いでいます。河川空間は北海道の地形を形づくる上で、自然、田園、まちをつなぐ、重要な役割を果たすとともに、多くの産業や市街地の源になっています。

また、様々な動植物の生息・生育・繁殖地として、生態系に重要な役割を担っています。



平取町の重要文化的景観「アイヌの伝統と近代開拓による沙流川流域の文化的景観」(沙流川と貫気別川の合流点)

④ 豊かな表情の海岸線

北海道は3つの海（太平洋、日本海、オホーツク海）に囲まれた大きな北の島であり、長い海岸線には海岸段丘や海跡湖^{かいせきこ}、火山が点在するとともに、市街地や小集落の集積や連担により、様々な表情をつくり出しています。

また、夕日や流氷、海霧、風と海岸独特の四季の移ろいが表情の豊かさを映し出しています。

⑤ 雄大な自然のシンボル

北海道の山々は、広々とした空間から全体を引き締めるように一気に立ち上がっているように見えます。

前景に広がる防風林や畑地や海岸線とあいまって、悠然と構える単独峰や山脈。限りなく遠くの街や、様々な地点から目にすることができるのは、雄大さもさることながら、北海道の澄んだ空気もその一因になっています。

■ 主な山岳・河川・湖沼

山岳	標高 (m)	河川	流路延長 (km)	湖沼	面積 (km ²)
旭岳	2,291	石狩川	268	サロマ湖	151.6
十勝岳	2,077	天塩川	256	屈斜路湖	79.5
幌尻岳	2,052	十勝川	156	支笏湖	78.5
石狩岳	1,967	釧路川	154	洞爺湖	70.7
羊蹄山	1,898	鷲川	135	能取湖	58.2
利尻山	1,721	尻別川	126	風蓮湖	59.0
夕張岳	1,668	常呂川	120	厚岸湖	32.3
羅臼岳	1,661	網走川	115	網走湖	32.3
暑寒別岳	1,492	沙流川	104	摩周湖	19.2
駒ヶ岳	1,131	阿寒川	94	クッチャロ湖	13.4

〔資料〕 山岳：国土交通省国土地理院「日本の山岳標高一覧-1003 山-」（平成26年4月現在）

河川：北海道建設部

湖沼：国土交通省国土地理院「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」

(2) 自然の中での土地利用

① 北海道は、森と田園の国

北海道の面積は830万ヘクタール（北方領土50万ヘクタールを含む）、国土の22%を占め、その広さは東京都の約38倍、オーストリアに匹敵しています。

土地利用基本計画図地域区分別面積では、森林地域が全面積の72.6%を占め、農業地域は37.0%であり、都市市域は著しく少なくなっています。また、丘陵や山麓、台地が島の3分の1に達し、その多くが畑や牧草地に利用されています。

したがって、一歩まちを出ると田園と自然とが一気に視覚的に広がるというのが、北海道の特徴の一つになっています。

■土地利用基本計画図地域区分別面積

区分		面積 (ha)	割合 (%)
五地域	都市地域	647,707	8.3
	農業地域	2,903,538	37.0
	森林地域	5,693,115	72.6
	自然公園地域	871,002	11.1
	自然保全地域	9,662	0.1
計		10,125,024	129.1
白地地域		62,212	0.8
合計		10,187,236	129.9
道土面積		8,342,422 (7,842,117)	— (北方領土面積を差し引いた面積)
(参考) 北方領土面積		500,305	—

※五地域等の面積は、道総合政策部調べ（H21.3.31）

道土面積は、国土地理院ホームページ（H26.10.1）

地域等の割合は、道土面積から北方領土面積を差し引いた面積を基礎としている。

② 大地のシンボルと田園に囲まれたまち

道内には、市街地の背景となっている象徴的な山並みなどや、間近な自然と農地に囲まれた独立性の高い集落など、まちとまちの間には大自然と田園が大きく広がっています。



羊蹄山と京極町

③ 幾何学模様の農地

広々とした北の大地の上に整然と広がる幾何学模様の農地は、北海道を代表する景観のひとつとなっています。開拓時代の道庁が、アメリカやカナダをお手本に 300 間（540m）ごとの号線道路で地域を区切り耕地をつくったことが、その発端と言われています。現在でも、270mの長辺を基準に短辺を 90mや 45mに区切った畑が多く、また区画に沿って一直線に立ち並ぶ防風林が独特な人工的表情をつくっています。



十勝平野

④ 広々とした丘陵・牧草地帯

北海道の特徴のひとつにあげられるのは、見通しのきく広大な大地です。その理由として、火山噴出物が作ったなだらかな裾野や丘陵、台地と河川流域の盆地や海岸平野の広がりがあげられます。しかもその土地の多くは、牧草地や畑地などが大きく連続していることで、広大さのイメージを協調しています。



羊蹄山

⑤ 広々とした水田地帯

北海道は関東平野に次いで平地や台地の占める割合が高い地域です。中でも河川による洪積地や沖積地に広がる水田地帯の広大さは、北海道らしい景観の一つです。しかも遠景の山並みと農地の構成からくるスケールの雄大さや耕作時期による四季の彩りは、田園風景を際立たせています。

(3) 新しくて古い、息づく歴史

① 北海道の市街地

北海道は、雪の降る北の自然豊かな大きな島で、先住の人々の長い歴史があります。また、明治以降急速に開発が進み、生活空間が広がったことにより、現在では、約 550 万人の人々が住む、計画的かつ短期間に地域開発が進められた特徴ある地域です。

明治以降に形成された市街地が 90%以上もあること、時代の意志としてつくられた産業都市や近代都市機能を計画的に配置した都市など、計画的につくられた市街地が 4 分の 1 を占めていること、また産業の発展に付随してできた市街地、交通の要衝などが自然発展的に成立した市街地が点在することなど様々な成り立ちが特徴となり、まち独特の表情に反映しています。

② 計画的市街地

北海道の計画的市街地は、明治以降につくられ格子型の街区によって構成されています。

札幌市を例にとれば、市街地のほぼ全域が幅 12 間（約 22m）の直交街路によって、一辺 60 間（約 109m）の正方形ブロックで構成され、その中央に幅 6 間（約 11m）の中通りが補助街路として設けられています。こうした市街地は、整然とした印象を受ける一方で、まちなみに変化が乏しく単調となる傾向も指摘されています。



札幌市

③ 殖民区画測設事業

北海道の農地開拓は、道路を格子状に配置する手法が採用され、300 間（540m）ごとの号線道路で地域を区切り耕地をつくったといわれています。当時はこの 300 間四方を一単位に 6 等分し、そのうち一つを薪炭備林地として原始林のまま残し、あとを 5 戸で耕作したといえます。こうした歴史が大規模な営農形態や屋敷構えのない農家住宅・散居形態、また直線道路や防風林などに引き継がれ、農村景観の下地の一つになっているのです。

④ 様々な歴史を伝える市街地

明治以降に開拓された地域は、道南・道中央の海岸部分に集中しています。その多くは場所請負集落と考えられていますが、松前や江差に代表される自然発生的に市街地を形成した例も見受けられます。江差では地形に合わせて道路がつくられ、歴史的建築物の集中も見られます。また、時代の意志として造られた産業や、経済の活動の集積により発展した市街地もあります。



江差町 いにしえ街道

(4) 暮らしと営み

① 産業と生活がつくる北国の風景

北海道の各地で見かける風景の中にも「北海道らしい」と感じさせてくれる様々な要素があります。それらの多くは、地域の人々の暮らしや営み、地域に根ざした経済活動、冬の雪や寒さへの暮らしの知恵から生まれてきたものです。

② 馬の王国

日高山脈の山裾に広がる牧場に点々と草をはむサラブレットの姿。春から初夏にかけては、産まれたばかりの子馬が母馬とたわむれています。冬も温暖で積雪がほとんどなく、その上広い牧草地に恵まれている日高地方は、日本を代表する競走馬の産地になっています。また近年、こうした牧場景観が注目され、新たな観光産業としての取組みも始まっています。



新冠町

③ 昆布の海

かつてニシン漁で栄えた名残がいたるところに見受けられる日本海岸に対して、太平洋の渡島東部や日高の海岸は、今も昆布の海となっています。日高の昆布の歴史は古く、万延元年（1860年）に場所請負人が山から石を切り出して海に沈め、昆布礁をつくったことから始まっているといわれています。地域の産業の歴史と結び付いた景観は、独特の風情を持っています。



えりも町

④ 北国のリゾート

北海道には限りなく純度の高い自然が残っていることから、本格的なアウトドア活動に適した地域でもあり、多くの人々が登山、カヌー、ホーストレッキングなどを体験しています。こうした自然を貴重な観光資源として、数多くの観光地やリゾート地が形成されています。とりわけ、北海道の冬と結び付いたスキー場は道内各地に点在し、観光産業の大きな柱となっています。



ニセコ町

⑤ 直線道路

北海道の道路は幅が広く、交通量が少なく真っ直ぐに延びる直線道路が多いといわれています。広大な自然の中に点在している田園やまち。直線道路は、こうしたまちとまちを結ぶ大切な動脈としてはもちろん、北海道の広大さを実感できる重要な視点場となっています。

また、防雪柵など、風雪に対応した独特の景観が見られます。



大空町

⑥ 北国の住まい

約半年は雪でおおわれている北海道。雪や寒さは日常的風景ともいえます。景観的には景観要素の輪郭をぼかし、地表面の質感を均質化することによって風景を和らげる特徴を持っています。寒冷地に対応した三角屋根や無落雪屋根といった独特の住宅が北海道らしい街並みを生み出しています。



旭川市

5 道内の景観行政団体等の状況

道内の景観行政団体の状況は、次のとおりです。景観行政団体では、道とは異なる届出対象行為や景観形成基準を定めていますので、詳細につきましては各市町村に直接確認してください。

また、順次、景観行政団体への移行を目指している市町村もありますので、最新の情報等はホームページなどで確認してください。

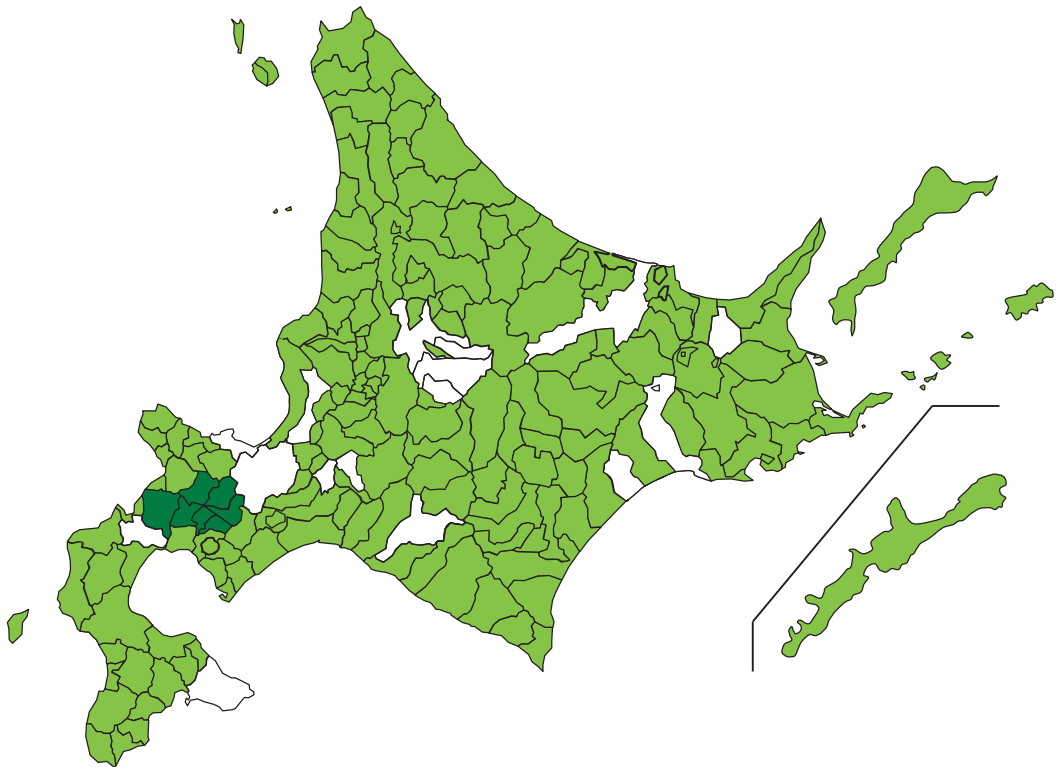
■道内の景観行政団体の状況（最終変更：平成26年8月12日）

□：景観行政団体（15）

札幌市、旭川市、函館市、小樽市、釧路市、
北見市、東川町、清里町、美瑛町、平取町、
長沼町、当別町、黒松内町、
上富良野町、栗山町

■：羊蹄山麓広域景観形成推進地域

蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、
喜茂別町、京極町、倶知安町



(1) 道内市町村景観行政団体連絡先一覧（最終変更：平成 26 年 8 月 12 日）

道内の景観行政団体は次のとおりですが、景観行政団体への移行を目指している市町村もあることから適宜、確認してください。

管内	団体名	担当部局	上段：TEL 下段：FAX
空知	長沼町	総務政策課	0123-88-2111 0123-88-4836
	栗山町	建設水道課	0123-73-7513 0123-73-6355
石狩	札幌市	市民まちづくり局都市計画部地域計画課都市景観係	011-211-2545 011-218-5113
	当別町	企画部美しいまちづくり課	0133-23-3042 0133-23-3206
後志	小樽市	建設部まちづくり推進課	0134-32-4111 0134-32-3963
	黒松内町	企画調整課	0136-72-3376 0136-72-3316
日高	平取町	まちづくり課企画係	01457-2-2222 01457-2-2277
渡島	函館市	都市建設部まちづくり景観課	0138-21-3388 0138-27-3778
上川	旭川市	都市建築部都市計画課景観係	0166-25-8561 0166-24-7009
	東川町	都市建設課まちづくり推進室	0166-82-2111 0166-82-3644
	美瑛町	政策調整課	0166-92-4330 0166-92-4414
	上富良野町	建設水道課建設班	0167-45-6981 0167-45-5362
オホーツク	清里町	総務課企画財政グループ	0152-25-2131 0152-25-3571
オホーツク	北見市	都市建設部都市計画課	0157-25-1152 0157-25-1207
釧路	釧路市	総合政策部都市計画課	0154-31-4554 0154-25-8149

(2) 道における景観法届出窓口（振興局）

景観行政団体である市町村を除く区域では、一定規模以上の行為の届出について、道が景観行政団体として景観行政事務を行います。届出窓口は、当該市町村を管轄する各（総合）振興局となります。

管内	振興局連絡先	
	振興局管内市町村	景観行政団体
そらち 空知	空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設指導課 TEL 0126-20-0069（直通）	
	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、上砂川町、由仁町、 <u>長沼町</u> 、 <u>栗山町</u> 、月形町、浦臼町、新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町	
いしかり 石狩	石狩振興局産業振興部建設指導課 TEL 011-204-5833（直通）	
	<u>札幌市</u> 、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、 <u>当別町</u> 、新篠津村	
しりべし 後志	後志総合振興局小樽建設管理部建設行政室建設指導課 TEL 0136-23-1375（直通）	
	<u>小樽市</u> 、島牧村、寿都町、 <u>黒松内町</u> 、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	
いぶり 胆振	胆振総合振興局室蘭建設管理部建設行政室建設指導課 TEL 0143-24-9595（直通）	
	室蘭市、苫小牧市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、むかわ町	
ひだか 日高	日高振興局産業振興部建設指導課 TEL 0146-22-9291（直通）	
	日高町、 <u>平取町</u> 、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町	
おしま 渡島	渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設指導課 TEL 0138-47-9468（直通）	
	<u>函館市</u> 、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町	
ひやま 檜山	檜山振興局産業振興部建設指導課 TEL 0139-52-6630（直通）	
	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町	
かみかわ 上川	上川総合振興局旭川建設管理部建設行政室建設指導課 TEL 0166-46-5949（直通）	
	<u>旭川市</u> 、士別市、名寄市、富良野市、幌加内町、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、 <u>東川町</u> 、 <u>美瑛町</u> 、 <u>上富良野町</u> 、中富良野町、南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	

管内	振興局連絡先	
	振興局管内市町村	景観行政団体
るもい 留萌	留萌振興局留萌建設管理部建設行政室建設指導課 TEL 0164-42-8452 (直通)	
	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	
そうや 宗谷	宗谷総合振興局稚内建設管理部建設行政室建設指導課 TEL 0162-33-2904 (直通)	
	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町	
オホーツク	オホーツク総合振興局網走建設管理部建設行政室建設指導課 TEL 0152-41-0644 (直通)	
	北見市、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町	
とがち 十勝	十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設指導課 TEL 0155-26-9051 (直通)	
	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	
くしろ 釧路	釧路総合振興局釧路建設管理部建設行政室建設指導課 TEL 0154-43-9194 (直通)	
	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	
ねむろ 根室	根室振興局産業振興部建設指導課 TEL 0153-23-6835 (直通)	
	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	

(3) 道内市町村における太陽電池発電設備等に係るガイドライン策定状況（平成 26 年 4 月 1 日現在）

景観行政団体以外の次の市町村では、太陽電池発電設備及び風力発電設備を対象としたガイドラインなどを策定しています。なお、内容の修正や新たにガイドラインなどを制定している場合がありますので、当該市町村で事業を実施する場合には、事業者の方は必ず地元市町村担当部局に御確認下さい。

市町村名	基準等の名称
中標津町	太陽光発電施設立地に伴う景観形成基準 https://www.nakashibetsu.jp/chousei/tosikeikaku/keikan/
稚内市	稚内市風力発電施設建設ガイドライン https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/energy/guideline.html
遠別町	遠別町風力発電施設に関するガイドライン http://www.town.embetsu.hokkaido.jp/docs/2013081300400/

(4) 道内市町村における景観形成に関する自主条例（平成 26 年 4 月 1 日現在）

振興局	市町村名	条例の名称	策定年月
空知	夕張市	夕張市都市景観条例	H2. 4
後志	二セコ町	二セコ町景観条例	H16. 3
	蘭越町	蘭越町こぶし咲くふるさと景観条例	H17. 3
	倶知安町	倶知安の美しい風景を守り育てる条例	H20. 2
日高	様似町	ふるさと様似の景観づくり条例	H6. 9
檜山	江差町	ふるさと江差の街並み景観形成地区条例	H8. 3
上川	占冠村	美しい占冠の風景を守り育てる条例	S62. 3
	富良野市	富良野らしさの自然環境を守る条例	H2. 12
	上川町	上川町景観まちづくり条例	H14. 3
宗谷	中頓別町	中頓別町環境基本条例	H21. 6
オホーツク	西興部村	美しい村づくり条例	H11. 10
	滝上町	滝上町童話村まちづくり景観条例	H25. 3
十勝	中札内村	豊かな自然を未来につなぐふるさと景観条例	H13. 3
	更別村	更別村景観保全条例	H15. 9
根室	中標津町	中標津町景観条例	H8. 7

6 景観形成ガイドライン チェックリスト

(1) 太陽電池発電設備景観形成配慮事項チェックリスト

区分 (類似景観)	景観形成配慮事項		
	設備	設備周辺	付帯施設
各地区共通	<input type="checkbox"/> 地域の良好な景観資源への近接を避ける <input type="checkbox"/> パネル及び架台は反射光の影響に配慮するなど、周辺環境に調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 法則性を持たせ、まとまりのある配置とする <input type="checkbox"/> パネルと架台の維持管理を適切に行い、破損などが発生した場合は速やかに処置する <input type="checkbox"/> 展望地からの眺望への影響を極力回避・低減する	<input type="checkbox"/> 樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける <input type="checkbox"/> 敷地内は可能な限り緑化を行う <input type="checkbox"/> 周辺に植栽を施すなど修景を図る <input type="checkbox"/> 視覚的なまとまりに配慮して、地域で施設を点在させない	<input type="checkbox"/> 保安上のフェンスなどは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる <input type="checkbox"/> 関連する付帯施設（キュービクルなど）の色彩も景観に配慮する <input type="checkbox"/> 送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を考慮する <input type="checkbox"/> 看板などの屋外広告物は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る <input type="checkbox"/> 発電量などの表示板は位置や色彩に配慮する
自然的地域 (森林域・海岸域・河川域など) 該当欄 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 自然環境と調和した形態意匠となるよう配慮する <input type="checkbox"/> ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける	<input type="checkbox"/> 新緑期や積雪期など季節や時間の移り変わりによる景観の変化に配慮した修景を図る	<input type="checkbox"/> 自然環境との調和に配慮した配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 眺望を阻害する看板などの屋外広告物、鉄塔、電線類を少なくする
観光地（自然リゾート地区・歴史文化的地区） 該当欄 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 観光地地域への設置は極力避ける <input type="checkbox"/> 地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を避ける <input type="checkbox"/> 歴史的・文化的施設への直接的な設置を避ける <input type="checkbox"/> 当該観光地地域の景観特性に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする	<input type="checkbox"/> 当該観光地地域の景観特性に配慮した修景を図る <input type="checkbox"/> 緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> 眺望を阻害する看板などの屋外広告物を少なくする <input type="checkbox"/> 送電線網は地中化を図る <input type="checkbox"/> 関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける
沿道 (道路・鉄道・新幹線沿線・河川軸) 該当欄 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川軸については、道路境界線などからの適切な離隔及び高さに配慮する <input type="checkbox"/> 交差点付近では、周囲と調和するよう修景する <input type="checkbox"/> 地形などを生かして見え方を最小化する <input type="checkbox"/> 地域のランドマークに対する見通しに気を配る <input type="checkbox"/> 川沿いに設置する場合は、水辺や対岸などからの眺望を考慮する <input type="checkbox"/> 秩序のある連続した配置に努める	<input type="checkbox"/> 地域にふさわしい並木づくりや道路境界に植栽する <input type="checkbox"/> 道路境界の緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける
田園地域 (農山漁村市街地) 該当欄 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 山腹などの傾斜地に設置しない <input type="checkbox"/> 地域の景観資源であるシンボリック樹木への近接は避ける <input type="checkbox"/> 周辺の景観作物との景観上の調和に努める	<input type="checkbox"/> 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する	<input type="checkbox"/> 周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする
市街地 (住宅地区・商業業務地区・駅前地区・工業地区) 該当欄 <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 周囲と調和した形態意匠とする <input type="checkbox"/> 圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設けるとともに高さについても考慮する	<input type="checkbox"/> 周囲との連続感のある生け垣などによる修景を行う <input type="checkbox"/> 緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> 建築物の外壁に付帯設備を設置する場合は修景に努める <input type="checkbox"/> 送電線網は地中化を図る <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける

※ 景観法に基づく「行為の届出書」を北海道（景観行政団体15市町村の区域を除く）へ提出する際、このチェックリストを参考資料として添付してください。

※ チェックリストの各項目は「景観法の届出基準」ではありません。事業者が実施した景観配慮事項を一覧表として整理するもので、全ての項目を満たさなければならないものではありません。

※ 該当する地域区分(類似景観)の該当欄に○を付け、各地区共通及び○を付けた区分の配慮した事項をチェックしてください。

(2) 風力発電設備景観形成配慮事項チェックリスト

区分 (類似景観)	景観形成配慮事項		
	設備	設備周辺	付帯施設
各地区共通	<input type="checkbox"/> 地域の良好な景観資源への近接を避ける <input type="checkbox"/> 設備（支柱・ブレードなど）の色彩は、周辺環境との調和を図り季節の変化に配慮する（他法令による着色などなどは除く） <input type="checkbox"/> 法則性を持たせ、まとまりのある配置とする <input type="checkbox"/> 設置基数と設備高さについて、「大規模少数設置」と「小規模多数設置」を比較検討する <input type="checkbox"/> 設備の維持管理を適切に行い、破損などが発生した場合は速やかに処置する <input type="checkbox"/> 展望地からの眺望への影響を極力回避・低減する <input type="checkbox"/> 環境省が策定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」における眺望景観への影響を回避する工夫を参考とする	<input type="checkbox"/> 樹木の伐採、造成などの範囲は必要最小限とし、地形改変を極力避ける <input type="checkbox"/> 敷地内は可能な限り緑化を行う <input type="checkbox"/> 視覚的なまとまりに配慮して、地域で施設を点在させない	<input type="checkbox"/> 保安上のフェンスは周辺環境と調和した色彩や材料を用いる <input type="checkbox"/> 関連する付帯施設（キューピクルなど）の色彩も景観に配慮する <input type="checkbox"/> 送電線鉄塔などは、位置・配置、規模を考慮する <input type="checkbox"/> 看板などの屋外広告物は、関連法令を遵守し、周辺との調和を図る <input type="checkbox"/> 発電量などの表示板は位置や色彩に配慮する
自然的地域 (森林域・海岸域・河川域など) 該当欄	<input type="checkbox"/> 地形を生かして見え方を最小化する配置とする <input type="checkbox"/> 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする（展望地から見たときにスカイラインを切断しない） <input type="checkbox"/> 自然環境と調和した形態意匠となるよう配慮する <input type="checkbox"/> ラムサール条約登録湿地及び鳥獣保護区などの指定地域と周辺並びに自然公園の周辺への設置は避ける	<input type="checkbox"/> 新緑期や積雪期など季節や時間の移り変わりによる景観の変化に配慮した修景を図る	<input type="checkbox"/> 自然環境との調和に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする <input type="checkbox"/> 眺望を阻害する看板などの屋外広告物・鉄塔・電線類を少なくする
観光地 (自然リゾート地区・歴史文化的地区) 該当欄	<input type="checkbox"/> 観光地地域への設置は極力避ける <input type="checkbox"/> 地域の歴史的・文化的な景観資源への近接を避ける <input type="checkbox"/> 歴史的・文化的施設への直接的な設置を避ける <input type="checkbox"/> 地形を生かして見え方を最小化する配置とする	<input type="checkbox"/> 当該観光地地域の景観特性に配慮した修景を図る <input type="checkbox"/> 緑化や花壇などの整備に努める	<input type="checkbox"/> 送電線網は地中化を図る <input type="checkbox"/> 関連する付帯施設も、地域の歴史や風土に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする
沿道 (道路・鉄道・新幹線沿線・河川軸) 該当欄	<input type="checkbox"/> 主要な道路、鉄道・新幹線沿線、河川軸については、道路境界線などからの適切な離隔及び高さに配慮する <input type="checkbox"/> 地域のランドマークに対する見通しに気を配る <input type="checkbox"/> 眺望の視軸となる要素への介入を避けた配置とする <input type="checkbox"/> 地形を生かして見え方を最小化する配置とする <input type="checkbox"/> 秩序のある連続した配置に努める	<input type="checkbox"/> 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する <input type="checkbox"/> 河川利用者から見た景観に配慮する	<input type="checkbox"/> フェンスなどは、圧迫感を与えないよう道路境界線などから適切な後退距離を設ける <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける
田園地域 (農山漁村市街地) 該当欄	<input type="checkbox"/> 地形や背景の山並みなどの眺望に配慮した位置・配置、規模及び形態意匠とする（展望地から見たときにスカイラインを切断しない） <input type="checkbox"/> 地形を生かして見え方を最小化する配置とする <input type="checkbox"/> 地域の景観資源であるシンボルの樹木への近接は避ける	<input type="checkbox"/> 周辺の防風林や屋敷林の高さとの関係を考慮する	<input type="checkbox"/> 周辺景観と調和した位置・配置、規模及び形態意匠とする
市街地 (住宅地区・商業業務地区・駅前地区・工業地区) 該当欄	<input type="checkbox"/> 住宅地区や商業業務地区内にはできるだけ設置を避ける <input type="checkbox"/> 工業地区では規則性のある配置とする	<input type="checkbox"/> 緑化や花壇などの整備に努める <input type="checkbox"/> 設置する場所の土地利用状況を見極め、ゆとりある周辺環境の確保に努める	<input type="checkbox"/> 送電線網は地中化を図る <input type="checkbox"/> 閉鎖的な印象を与える塀の設置は極力避ける

※ 景観法に基づく「行為の届出書」を北海道（景観行政団体15市町村の区域を除く）へ提出する際、このチェックリストを参考資料として添付してください。

※ チェックリストの各項目は「景観法の届出基準」ではありません。事業者が実施した景観配慮事項を一覧表として整理するもので、全ての項目を満たさなければならないものではありません。

※ 該当する地域区分(類似景観)の該当欄に○を付け、各地区共通及び○を付けた区分の配慮した事項をチェックしてください。

7 関係法令等

(1) 環境影響評価法及び北海道環境影響評価条例

環境影響評価法及び環境影響評価条例に基づく環境影響評価制度とは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施しようとする事業者が、その事業の実施が環境に及ぼす影響について、事前に調査、予測及び評価を行ってその結果を公表し、道、市町村、道民等の意見を聴くなどの一連の手続を通じて環境保全措置の内容を検討し、環境保全の観点からより良い事業計画としていくための仕組みです。

一定規模以上の風力発電所の設置の事業については、平成 24 年 10 月からは法の、また平成 25 年 10 月からは条例のそれぞれ対象となっています。

なお、面積 50 ヘクタール以上の一連の土地の形状変更を伴う太陽電池発電設備の設置の事業については、事業の内容等により条例の第二種事業に該当する場合があります。

■環境影響評価法及び環境影響評価条例

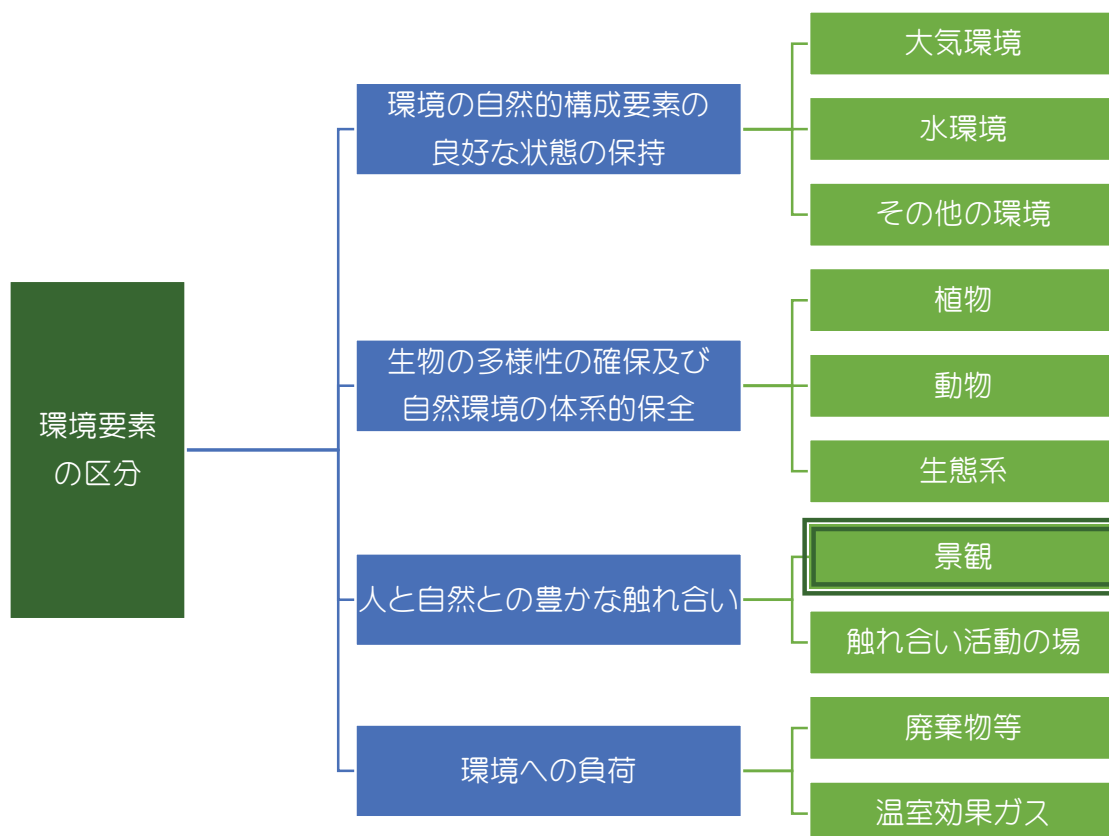
事業の種類等	区分	第一種事業	第二種事業
風力発電所	法	出力 10,000 k w 以上	出力 7,500 k w 以上 10,000 k w 未満
	条例	出力 10,000 k w 以上	出力 5,000 k w 以上 10,000 k w 未満

※ 第一種事業：規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして、必ず環境影響評価の手続を行う事業。

※ 第二種事業：環境影響評価の手続を行うかどうかを個別の事業ごとに判定する事業。

※ これらの事業が環境影響評価法の第二種事業又は対象事業であるときは、条例は適用されません。

■環境影響評価法対象事業における主な環境要素の区分



(2) 建築基準法

建築基準法及びこれに基づく命令の規定による規制と同等の規制を受けるものとして国土交通大臣が指定する次の工作物は、建築基準法等関連規定が適用されないこととなっています。(平成 23 年 国土交通省告示第 1002 号)

- 一 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの（架空電線路用並びに電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 2 条第 1 項第十号に規定する電気事業者及び同項第十二号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものに限る。）
- 二 太陽電池発電設備（電気事業法第 2 条第 1 項第十六号に規定する電気工作物であるものに限る。）
- 三 風力発電設備（船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 2 条第 1 項の規定の適用を受けるものに限る。）

(3) 都市計画法

都市計画法に基づく開発行為は、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地区画形質の変更を行おうとしている場合に許可を要するものであるため、太陽光発電設備及びその付属施設が建築基準法第 2 条の第 1 項に定める建築物でない場合は許可を要しないこととされています。このため、それぞれの工作物等の状況について建築確認部局に確認が必要です。

また、風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設である建築物については、主として当該付属施設の建築を目的とした行為ではないため、それ自体は開発許可を要しないこととされているが、市街化調整区域内における手続きについては、都市計画法に基づく開発許可担当部局に事前確認が必要となります。

(4) 自然公園法及び道立自然公園条例

国立・国定公園及び道立自然公園の特別地域内において工作物の新築・改築・増築、土地の形状変更、木竹の伐採等の行為を行う場合は、環境大臣又は知事の許可が必要です。また、普通地域内においては規模等により届出が必要です。

(5) その他の関連法令

その他の関連法令については、「エネルギー地産地消導入検討マニュアル（北海道経済部産業振興局環境・エネルギー室）」に記述がありますので、適宜参考としてください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene-shiryou/chisanchishoumanyuaru.pdf>

8 ガイドライン策定経緯

景観形成に関して次のとおり北海道景観審議会に対して意見聴取を行っています。

日時	内容
平成 25 年 3 月 28 日	第 30 回北海道景観審議会において太陽電池発電設備及び風力発電設備が景観法に基づく届出件数として増加していることを報告し現地調査を行う旨決定。
平成 25 年 8 月 21 日	第 30 回北海道景観審議会を踏まえて現地調査を実施。
平成 25 年 12 月 19 日	第 32 回北海道景観審議会において現地調査結果及び北海道景観計画及び景観法施行規則の改正について意見聴取。 良好な景観形成を図るためのガイドラインの必要性を審議。
平成 26 年 6 月 5 日	第 33 回北海道景観審議会において太陽電池発電設備に関して追加調査を実施した旨報告するとともに、ガイドラインの構成案について意見聴取。
平成 26 年 12 月 18 日	第 35 回北海道景観審議会においてガイドラインの進捗状況について報告及び意見聴取。
平成 27 年 5 月 22 日	第 36 回北海道景観審議会においてガイドライン（素案）の概要について意見聴取。
平成 27 年 9 月 14 日	第 37 回北海道景観審議会においてパブリックコメント実施結果の報告及びガイドライン（案）について意見聴取。

■北海道景観審議会委員名簿（平成 27 年 9 月）

	氏名	所 属 等
会 長	坂井 文	北海道大学大学院工学研究院 准教授
副会長	笠 康三郎	有限会社 緑花計画 代表取締役
委員	麻生 美希	北海道大学観光学高等教育センター 特任助教
	石川 実	一般社団法人 北海道屋外広告業団体連合会 専務理事
	小篠 隆生	北海道大学大学院工学研究院 准教授
	柿澤 宏昭	北海道大学大学院農学研究院 教授
	菅野 直行	旭川市 都市建築部長
	岸本 太樹	北海道大学大学院法学研究科 教授
	後藤 健市	合同会社 場所文化機構 代表
	三膳 時子	特定非営利活動法人 霧多布湿原ナショナルトラスト 理事長
	松田 裕子	後志フラワーマスター連絡協議会 会長
	宮田 博行	特定非営利活動法人 元気プロジェクト 理事長
	渡部 純子	公益社団法人 日本サインデザイン協会 理事
	高田 安春	—
	中田 光治	株式会社東亜エンジニアリング 執行役員技術顧問

9 参考文献

- ・北海道：北海道景観形成ガイドライン「北国らしい魅力ある景観をつくる」
- ・北海道：景観ガイドプラン作成のマニュアル
- ・北海道：景観学習の手引き「テーマは子どもたちが見つける！」
- ・北海道：写真で訪ねる北海道の景観「北+彩発見」
- ・国土交通省北海道局：農村景観の観光への活用方策検討調査報告書
- ・環境省：国立公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン
- ・農林水産省農村振興局：美しい農山漁村を目指して美の里づくりガイドライン
- ・札幌市：公共施設等景観デザインガイドライン「美しい景観は都市の文化をつくる」
- ・札幌市：歴史を活かした景観まちづくりガイド「札幌景観資産などの魅力を知り活用する」
- ・進士五十八・森清和・原昭夫・浦口醇二：風景デザイン「感性とボランティアのまちづくり」学芸出版社
- ・井上正良・長瀬光市：人を呼び込むまちづくり「魅力的景観を生み出す5つの技法」ぎょうせい
- ・藤本英子：市民のためのまちづくりガイド 学芸出版社

北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドライン
～北国らしい魅力ある景観形成～

平成 27 年 11 月発行

北海道建設部まちづくり局都市計画課
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目
TEL 011-204-5563 (ダイヤルイン)